○福岡県警察文書伝送システム運用規程の制定について（概要）

（平成２２年福岡県警察本部内訓第２３号）

この内訓は、福岡県警察文書伝送システム運用規程（平成２２年福岡県警本部訓令第２１号）の運用について必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

○　取扱担当者

○　伝送文書の作成上の要件

○　伝送文書の受付

などの項目からなっている。